

○介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格

： ア及びイの期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上であること。

ア 保健・医療・福祉に関する次の法定資格に基づき、当該資格に係る業務に従事した期間

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士

イ 次の相談援助に従事する者が、当該業務に従事した期間

①生活相談員

生活相談員として、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設又は介護予防特定施設入居者生活介護において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

②支援相談員

支援相談員として、介護老人保健施設において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

③相談支援専門員

障害者総合支援法第5条第18項又は児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する事業の従事者として従事した期間

④主任相談支援員

生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する事業の従事者として従事した期間